

# 国立大学法人新潟大学 中期計画

(平成17年2月 1日 変更認可)

(平成17年3月31日 変更認可)

(平成18年3月31日 変更認可)

(平成19年3月30日 変更認可)

(平成20年3月31日 変更認可)

(平成21年3月30日 変更認可)

## 国立大学法人新潟大学 中期計画

### 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

###### 教育の成果に関する具体的目標の設定

###### ア．学士課程

- ・教養教育と専門教育とを，連続性・段階性・体系性を有する一貫した教育体制に組み換え，学士課程教育を充実する。従来の学位を基礎としながら，副専攻制の導入等により，複線型履修を可能とする教育課程を整備する。

###### 《1》 教養教育

- ・教養教育に資する科目を，専門教育と有機的連携を保ちながら学士課程全般を通じて履修する「全学科目」として位置づけ，教養教育の在り方を刷新する。
- ・開講実施体制を含めて新たな内実を有する「全学科目」を設定する。
- ・専門科目の基礎を準備し，その探求方法・技能を修得させ，知的関心を培う。
- ・専門的な知識を，広い視野や知見の下で総合的・批判的な視点から意味づける能力を培う。
- ・多様化した高等学校教育から大学教育への転換・導入教育として，また大学院教育に接続する学士教育として，自ら学ぶ能力を培う。
- ・国際化や情報化の進展する現代において，外国語運用能力や情報リテラシー（情報を読み解き，運用する能力）について，確かな基礎を涵養する。

###### 《2》 専門教育

- ・全学的な開講体制において実施される新たな「全学科目」と有機的に連携するものとして位置づける。
- ・学士号授与の水準に足る確固とした基礎学力と，複雑化する現代社会の要請に応えられる実践能力を涵養する。
- ・修業年限内の学士学位取得率を向上させるための体制を整える。

###### イ．大学院課程

- ・いずれの課程においても，伝統的な専門分野だけでは捉えきれない問題領域や学際的・統合的分野にも対応できる能力を涵養する。
- ・特に博士課程（博士後期課程）においては，創造的な研究の指導によって，研究者としての能力を涵養する。
- ・専門職学位課程においては，批判的検討能力や具体的な問題解決能力を培うことにより，高度専門職業人に必要な能力を涵養する。
- ・標準修業年限内の修士・博士学位取得率を向上させるための体制を整える。

###### 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

###### ア．学士課程

- ・多様な学生の希望・適性等に応じた進路の実現を支援し，教育課程に応じて就職先の業種・企業数を拡大するとともに，就職率，大学院進学率，教員採用試験を含む各種公務員試験や各学部の教育内容と密接に関連する国家試験の合格率を向上させる体制を整備する。

#### イ．大学院課程

- ・多様な学生の希望・適性等に応じた進路の実現やキャリアアップ(能力開発)を支援し、教育課程に応じて就職先の業種・企業数を拡大するとともに、就職率、博士後期課程への進学率、教員採用試験を含む各種公務員試験や各大学院の教育内容と密接に関連する国家試験の合格率を向上させる体制を整備する。

#### 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

##### ア．学士課程

- ・教育内容及び成果に関して、在学生、卒業生、就職先企業等へのアンケートを定期的実施し、教育課程、教育方法等の改善に活用する。
- ・日本技術者教育認定機構(JABEE)等に対応した分野別教育プログラムの充実と認定分野の拡大を図る。
- ・外国語教育については、公的検定試験による教育効果の確認を行う制度の導入を図る。

##### イ．大学院課程

- ・教育内容及び成果に関して、在学生、修了生、就職先企業等へのアンケートを定期的実施し、教育課程、教育方法等の改善に活用する。
- ・学外からの評価を仰ぐため、学会誌等への論文の投稿の支援や、学位論文等の刊行・出版支援等を行う。

## (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

#### アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- ・本学の教育理念・目標にふさわしい、豊かな資質を持つ多様な学生の受入が可能となるような適切な入学者選抜を実施するため、入学センターを整備し、以下の業務を扱う。
  - 1) 入学試験全般に関わる大学の方針を検討する。
  - 2) 受験動向を調査、分析するとともに、入学者の追跡調査を行う。
  - 3) ミス根絶を目指した体制を整備する。
  - 4) 問題作成に関わる統括業務を行う。
  - 5) 入学試験に関わる情報を管理する。
  - 6) 広報活動を充実し、アドミッション・ポリシーの社会への周知を徹底する。
  - 7) 本学全体及び各学部、各研究科のアドミッション・ポリシーに沿った入学試験の実施を支援する。
- ・社会人、留学生等多様な社会的背景を有する学生に門戸を開放し、特に大学院課程では、専門職業人教育、リカレント教育、研究者養成教育等、多様な教育機能に対応した入学者選抜を実施する。
- ・大学院課程への飛び入学を推進し、高い能力や豊かな資質を有する学生を選抜する制度を充実する。

#### 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ・従来型の教養科目と専門科目との区分を廃し、両者を新たに有機的に連携させた「全学科目」を安定して開講する制度を整える。その中で、各学部の教育目的の達成に必要な全学科目の企画・実施体制を充実する。
- ・教養教育として、学士課程初年次生向けには、「新潟大学個性化科目」(「新潟学」等、新

瀧大学でのみ学ぶことができる科目)、情報リテラシー教育科目、高大接続の観点を重視した転換・導入教育科目を充実するとともに、高年次における「教養教育」を充実して、学士課程を通じた教養教育を行う。

- ・既修得内容と達成度に応じて、学生が適切な授業科目を選択できるように、授業科目の体系化を図るとともに、学生の多様な関心と資質に即した複線型履修方式を導入し、成績優秀者については発展的学習が可能になるカリキュラムを提供する。
- ・外国語教育については、目的・用途に応じた選択的学習が可能となるように、既修外国語（英語）の重点的学習体制を整備するとともに、初修外国語の開講形態を改革し、多様な外国語科目を開講する。また、いずれの外国語教育においても、目的に応じて選択的に高度運用能力を修得できる制度を整備する。
- ・卒業後のキャリア形成を念頭に置いたカリキュラムを開発する。
- ・学士課程カリキュラムと大学院課程カリキュラムの接続性を高めるとともに、他大学出身者・留学生・社会人等に対し、教育課程の系統性・段階性を明示する。
- ・学部、大学院のシラバスを一層充実し、学務情報システムで公開する。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・高大接続を円滑に進めるため、学士課程の初年次に、スタディスキルズ（大学学習法）に関する科目を置き、これを必修科目とする。
- ・双方向型、多方向型授業の導入・充実を図るとともに、少人数教育を充実する。
- ・国際化に対応する能力を涵養するため、英語による講義・演習を充実する。
- ・C A P制（履修登録単位数上限制）の実施、県内大学間や放送大学等との単位互換制度の充実、e - ラーニング（インターネットを用いた教育）等のI T技術を駆使した授業の導入、ティーチングアシスタント制度（学部学生に対する教育補助業務等に大学院学生を活用する制度・T A）の充実等を図る。
- ・学部等の教育プログラムにインターンシップ制度（就業体験を通じて実社会の課題を学修する授業）を導入・充実するとともに、大学院教育への導入を検討する。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・成績評価の公正を維持するための組織を設置し、あわせて、学士課程におけるG P A制度（全履修科目の成績評点の平均値(Grade Point Average)を用いた成績評価方法）を統一した計算方法で導入する。
- ・授業の目的、到達目標、成績評価の基準、過去の試験問題とその成績分布をシラバス等で公表し、学生の履修計画に供する。
- ・再試験等の実施基準を明確にし、成績評価のガイドラインを作成、公表する。
- ・修士号や博士号の学位授与については、審査の厳格性と審査過程の透明性を確保するために学位取得の手続、授与の方針と審査基準を明確にし、公表する。
- ・学外や課外での学生の活動を奨励し、適切な範囲で単位化を図る。また、国内外の高等教育機関で学生が取得した単位について、その内容に応じて、本学の教育課程の単位として認定することを推進する。

### （３）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・学部・大学院を越えて教員を一元的に組織し、専門性に応じて人文社会・教育科学系、自然科学系、医歯学系の３学系に再編した教育研究院を整備・充実し、学部・研究科の教育に対応しつつ、教育研究の展開状況に応じて教職員の配置の見直しを行う。

- ・「全学科目」については、原則として超域研究機構等に所属する教員を除く全教員が担当するものとする。
- ・教養教育と専門教育との有機的な連携を目指し、全学教養教育実施委員会や大学教育開発研究センター等を教養教育の企画・立案・実施組織へと再編する。

教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

#### ア．教育支援施設・組織の活用・整備

- ・附属図書館，総合情報処理センター，あさひまち展示館（新潟大学旭町学術資料展示館室）を，有機的に連携する組織（学術情報基盤機構）として再編成し，教育研究活動に対する効果的・効率的な情報サービス運営を図る。
  - 1)学部等の教育及び学生の自学自習に対する附属図書館の支援機能を充実する。
  - 2)全学的な情報基礎教育を充実するため，総合情報処理センターの機能を充実する。
  - 3)あさひまち展示館における，学術資料・標本等の系統的・体系的な収集・整理及びその公開を進め，学生や市民の体験的学習の場としての機能を充実する。
- ・アイソトープ総合センター，機器分析センター等と学部・研究科との連携を密接にし，教育支援組織として活用する環境を整備する。
- ・留学生交流，学术交流等を通じて国際交流教育についての環境整備を図る。

#### イ．教育支援設備の活用・整備

- ・既設の学務情報システムの充実を図り，履修手続き等の利便性を高める。
- ・講義室の情報ネットワークの整備等，常に最適な教育環境を提供すべく，教育設備等の整備を進める。
- ・双方向型・多方向型授業や少人数教育のための講義室・演習室等の整備を行う。
- ・講義室の利用については，稼働率・利用状況の調査を踏まえ，全学的な観点及び学系の共同利用に配慮して効果的・効率的に利用可能な体制を整備する。
- ・教育環境の向上を図るため，年次計画を立てて講義室等の冷暖房設備を整備する。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・評価に関する全学の基本方針に基づき，学部等は，個々の組織の特性に応じた評価基準・評価項目を策定した上で，学生による授業評価を実施し，その評価結果を公表して，各教員の授業内容の改善を促す体制を確立する。
- ・在学生，卒業生，就職先企業等へのアンケート等により，学士教育等の達成度（満足度）を調査し，その結果を教育目標の見直しやカリキュラム改革に反映させる。
- ・学務情報システムを利用し，学生の成績評価等を調査・分析する体制を整える。
- ・F D (Faculty Development：教員の教育資質の向上，教育の改善に向けた組織的取組)，S D (Staff Development：教員と職員双方の教育資質の向上に向けた組織的取組)を通じて，学生に対する教職員の対応や教職員の専門性の向上を図る。
- ・教育の質の改善を効果的・効率的に進めるため，意欲ある教員にインセンティブを与える等，様々な方策を導入する。

教材，学習指導法等に関する研究開発及びF Dに関する具体的方策

- ・教育の質の向上を図るため，全学的なテーマによるF Dを実施する。
- ・初任者研修F Dを義務づけ，教育システムに関する周知徹底を図る。
- ・各学部等で実施されているF Dを，必要に応じて事務職員等を交えたS Dに再編し，教職員が連携して教育改善に携わる体制を整備する。

- ・大学教育開発研究センターの機能を充実し、教材、学習指導法等に関する研究開発を行うとともに、FDの実施に関する中心的役割を担う組織とする。
- ・教員が開発した優れた教材を蓄積（ライブラリー化）し、その共同開発、共同利用を進める。特に地域特性を踏まえた講義（「新潟学」）等の教材を学内外へ公開することを検討する。

#### 学内共同教育等に関する具体的方策

- ・大学教育開発研究センターの機能として、大学教育に関わる評価に関する研究、教育支援に関する研究、「全学科目」に関わる企画・調整支援を充実させる。
- ・各学部等の開講科目を必要に応じて全学に開放し、学生の複線型履修を可能にするような共同教育体制を整備する。
- ・外国語教育・情報教育については、全学共同教育体制を強化する。

#### 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

- ・教養教育に資する科目を、専門教育と有機的連携を保ちながら学士課程全般を通じて履修する「全学科目」として位置づけ、教養教育の在り方を刷新する。
- ・学士課程教育については、従来の学位を基礎としながら、副専攻制の導入等により、複線型履修を可能とする教育課程を整備する。また、大学院課程については、医学・工学・法学・経営学等を融合する教育課程の設置等、新たな社会的ニーズに対応できるよう高度専門職業人を養成する教育課程の整備を進める。
- ・工学部で採用されている優れた教育業績を挙げた教員に授与する「教育賞」を充実・発展させるとともに、同種の制度の導入を他の学部等でも検討する。
- ・特に大学院生について、国際会議への参加・発表を促進する。
- ・学外の補助事業等に採択された教育プログラムについては積極的に支援するとともに、事業の成果を教育課程、教育方法の改善に活用して特色ある教育を推進する。

### （４）学生への支援に関する目標を達成するための措置

#### 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・担任制・アドバイザー制等の導入・充実やオフィスアワー・面談時間等の設置により、各教育プログラムレベルで、きめ細かな対面型の履修指導ができる体制を整備・充実する。
- ・教育プログラムごとに、ガイダンス方法を改善し、履修指導体制上で生じた問題点を集約して、指導体制の改善につながるシステムを開発・導入する。

#### 進路支援等に関する具体的方策

- ・就職部をキャリアセンターに改編・充実し、学内組織及び学外の団体と連携して、就職、進学、起業も含め進路全体を見据えた情報の収集・提供、相談体制の強化、キャリアインターンシップ制度（就業意識啓発を目的とした就業体験を行う制度）の充実、面接指導・模擬面接の実施、内定者・卒業生による体験談発表会の開催、公務員試験・教員採用試験・適性検査等の対策プログラムの開発、企業訪問による就職先の開拓等を図る。
- ・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを中心に、学生による起業を全学で支援する。
- ・学部等の教育プログラムを担当する教職員が、進学情報を提供し、進学相談に応じる体制を整える。

#### 生活相談等に関する具体的方策

- ・保健管理センターや学生相談室等の全学組織と個々の教育組織及び教職員とが密接に連絡

をとりながら，相談体制を整備する。

- ・セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害を予防する施策をとるとともに，事件や事故が起こった場合に迅速かつ適切に対応できる体制を整備する。
- ・学生の課外活動・ボランティア活動等の自主的活動を支援する体制を充実する。

健康管理に関する具体的方策

- ・教職員と密接に連絡をとりながら，保健管理センターが健康診断・健康相談業務を充実し，健康医学教育を推進する。

経済的支援に関する具体的方策

- ・各種奨学金制度，授業料免除制度等の活用やアルバイトの斡旋等により，経済的に困難な優秀学生を支援する。
- ・各種奨学金制度の活用を促進するため，奨学金制度の周知を図るとともに，新たな奨学金獲得のための支援体制を整える。
- ・学生寮や福利厚生施設等の整備に関する基本計画を策定し，学生の生活環境を整備する。

社会人・留学生等に対する配慮

- ・社会人や留学生，編転入学生，帰国子女，中国引揚者等子女等，一般学生とは異なる社会的背景・条件等を有する学生に対して，学習・生活両面で支援する体制を整備する。個別にガイダンスを実施して大学生生活全般に関する情報を提供するとともに，必要な場合には補習授業を行い，また適切な助言ができる相談体制を整備する。
- ・国際センターにおいて，日本語・日本事情に関する教育，留学生の大学生生活の支援，短期留学プログラムの企画運営を行う。
- ・留学生，帰国子女，中国引揚者等子女等，日本社会の習慣や慣習に馴染みが薄い学生に対しては，学業だけでなく，日常生活等でも，異文化交流の観点に立った指導を充実する。
- ・長期履修生制度や14条特例等を積極的に活用し，社会人の学習ニーズに応える。
- ・教育訓練給付制度を一層活用し，指定講座を充実する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

大学として重点的に取り組む領域

- ・教育研究院の人文社会・教育科学系，自然科学系，医歯学系において，それぞれの独創的で特徴ある研究を推進する。
- ・超域研究機構において，次世代の研究分野の開拓を目指した先端領域での分野横断型の研究を推進する。
- ・中核的研究拠点として発展を続ける脳研究所附属統合脳機能研究センター及びテレメディシン（デジタル臨床医療）構想の一環である21世紀COEプログラム脳神経病理学研究教育拠点形成プロジェクトを重点支援する等，世界をリードする研究教育拠点を形成する。
- ・本学の地域性・立地性・拠点性（新潟県域から東北アジアまで）を考慮した研究を推進する。（例えば「トキの野生復帰に向けた地域環境の創生」研究等を分野横断的な取組みで推進する。）

成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・研究成果に基づく知識や技術が地域社会や国際社会との共有財産となるよう，社会との連携を図る組織（社会連携推進機構）を設置するとともに，広報センターを活用し，ホーム

ページ，出版物，地域メディア等を通して紹介・普及を行う。

- ・研究成果の紹介や普及を目的として，公開講座，シンポジウム等を実施し，充実する。
- ・国や自治体，各種団体の委員会や研修等に参加し，専門的な知見や学識を提供する。
- ・大学から生まれる知的財産を発掘し，これを社会に還元することを目的とした知的財産本部を充実し，県内の高等教育機関等の当該組織との連携を進める。
- ・地域共同研究センターの機能を強化し，研究成果の集積拠点（知的クラスター）の構築等産官学連携をより進展させることにより地域における経済の活性化に寄与する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・企画戦略本部の下に評価センターを設置し，研究の全学的な評価指針・基準を策定する。
- ・評価センターを中心に，部局等及び教育研究院の協力により，自己点検・自己評価を行い，ピアレビュー等の外部評価や大学評価・学位授与機構等の第三者評価を受ける。
- ・研究活動の成果をデータベースとして毎年集積し，分野別の活動状況を公表する。

## （２）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・教育研究院の整備・充実と運営の強化により，研究グループの重点的配置を促進する。
- ・次世代の研究分野の開拓と卓越した研究拠点の形成を目指して，既存の分野を超えた研究組織（超域研究機構）の機能を充実する。
- ・研究者の多様性・流動性を高めるため，教員の選考に当たっては原則として公募制を採用するとともに任期制の導入の拡大を図る。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・学外・学内での組織・個人への業績評価に基づき，資源配分を行うことを基本とし，学内公募型プロジェクト推進経費について，新潟大学の研究目標の特性や若手研究者の意欲喚起を考慮しながら，複合的な学問領域研究，若手研究者奨励研究等を充実する。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・学術情報基盤機構を整備し，研究活動に対する支援機能を強化する。
- ・共同研究プロジェクト用のスペースを整備する。
- ・大型先端研究設備を一層充実するとともに，その有効活用を図る。
- ・学内LANの高速化・大容量化及びそれと整合する高速学外ネットワークとの接続による研究支援機能を充実する。
- ・電子図書館サービス機能を充実し，研究活動支援機能及び情報発信機能を強化する。
- ・電子ジャーナルを含めた研究用学術資料の共同利用の促進を図る。
- ・機器操作従事者等の研究支援体制の充実を図る。

知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策

- ・知的財産本部において，知的財産の発掘及びこれを生み出す環境の整備，技術的インフラ及び法務担当組織の整備，十分なリスク管理体制の構築等を統合的・体系的に行い，本学独自の知的財産形成とその活用を図る。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・企画戦略本部において，研究業績の蓄積とデータ解析を進め，分野ごとの特性を把握し，これらの評価を踏まえた戦略的な予算・施設の配分システムの導入を検討する。



- ・研究活動に対する評価の高い教員に対し、学内・学部内管理運営業務を軽減・免除し、一定期間研究に専念できる環境を整備する。

全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策

- ・国が主導する研究開発プロジェクト重点分野の研究に積極的に参加する。
- ・研究交流促進と研究の活性化のため，特別研究員制度等を整備する。
- ・各専門分野で共同研究プロジェクトを重点的に実施し，拠点形成化を図る。
- ・積雪地域災害研究センター，機器分析センター等を学内の共同研究の拠点として位置付け，特色ある研究プロジェクトを構築するための環境を整備する。
- ・学外関連研究機関及び学内研究者相互のネットワークを充実する。

研究実施体制等に関する特記事項

- ・学内の組織にとらわれない研究ユニットの立ち上げを積極的に推進し，研究センター，研究所等の研究特化組織への発展を目指す。
- ・企業からの寄附講座及び寄附研究部門の設置を推進する。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策

- ・テレビ会議システム・インターネット等を利用して生涯学習ネットワーク事業を拡大する。
- ・地域社会のニーズを把握し，「新潟大学新潟駅南キャンパス（CLLIC）」を活用しつつ，公開講座，研修会，講習会，相談会等多様な事業を行う。
- ・大学教育に直接触れる機会の少ない地域において公開講座等を実施する。
- ・高大連携に関する事業並びに社会人の能力開発講座等の体系化を進める。
- ・研究生・科目等履修生制度の継続及び市民開放授業制度の推進等により，地域住民等の教育研究ニーズに応じた受入態勢を整える。
- ・各学部等の特色を生かした施設開放を進める。

産官学連携の推進に関する具体的方策

- ・新潟県の企業支援機関である「(財)にいがた産業創造機構」との連携を強化する。
- ・リエゾンオフィス（産官学連携調整組織）としての地域共同研究センターの機能を充実する。
- ・学内の知的資源の活用による地域産業の高度化並びに新産業の創出を図る。
- ・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー等を活用し，教員・学生による起業を支援する。
- ・(株)新潟ティーエルオー（新潟TLO）と連携して，産業界への技術移転促進を図る。
- ・知的財産本部における知的資源の管理運用を充実する。
- ・新潟大学ホームページ上で研究者及び研究内容等の最新情報を提供する。
- ・民間企業・専門職業人団体等の支援による寄附講義の設置を進める。

地域の国公立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・新潟県内の諸大学と連携し，「新潟県大学連合知的財産本部」の中核組織として，知的財産の創出と活用を推進する。
- ・県内高等教育機関との連携を強化し，単位互換等の充実を図る。
- ・地域の教育水準の向上に資するため，上越教育大学との「教員養成・現職教員研修のあり方に関する連携協議会」を通して，新潟県教育委員会や各自治体教育委員会との連携・協

力関係を強化する。

地域社会における国際化推進への貢献に関する具体的方策

- ・ 諸外国から受け入れた留学生の活力や能力を生かしながら，地元地域の国際交流組織やボランティア団体，JICA等との一層の連携を図る。
- ・ 地域の国際協力事業に協力する人員を確保し，そのための組織やネットワークを整備する。
- ・ 地域の国際化を推進することを目的とした授業やシンポジウムを開催する。
- ・ 「総合的な学習の時間」等を利用して，児童・生徒の異文化接触の機会をつくり，地域の国際化教育の基盤整備に協力する。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・ 英語版ホームページの充実等を通じ，大学情報の英語による発信事業を推進する。
- ・ 各国交流締結校との連携を強化するとともに，留学生交流を促進するための大学間学生交流協定の締結を進める。また，学部間協定について全学レベルの協定への拡大を図る。

教育研究活動に関連した国際協力に関する具体的方策

- ・ 交流締結校等との間で，学生の相互受け入れに関する計画を策定する。
- ・ 海外に留学する本学学生数の増加を図るための体制を整えるとともに，留学経験を有する学生を教育・研究体制の中で活用する。
- ・ 恒常的な研究協力体制維持のための国際的ネットワークを充実する。
- ・ 優秀な研究者の招聘，国際シンポジウム等の招致・開催，国際共同プロジェクト・共同研究等への支援により，研究における国際競争力を強化する。
- ・ 国際協力に関する学内の教育研究成果について，データベースに登録し，国際貢献・国際連携に関わる学外の機関に対する協力体制を整備する。
- ・ 学生寮及び宿泊施設を国際交流活動に活用できる体制を整備する。
- ・ 国際交流会館の機能の充実を図って，留学生受入を促進する。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

質の高い医療人育成の具体的方策

- ・ 医歯学総合病院における臨床実習体制を充実する。
- ・ 医歯学総合病院を中心に地域医療機関等と連携した卒後臨床研修体制を整備する。
- ・ 医歯学総合病院や地域医療機関のスタッフ及び研修生等の研修をハード・ソフトの両面で充実・支援する体制を整える。
- ・ 教育スタッフ等の臨床研修教育活動に関する評価・改善システムを構築する。

患者本位の医療の実施と患者サービスの向上に関する具体的方策

- ・ 患者への診療情報の提供を促進するとともに，患者に対する接遇を向上する。
- ・ 診療科等を機能的に編成するとともに，救急医療体制を充実する。
- ・ リハビリテーション治療体制の整備等，医科・歯科による総合医療体制を推進するとともに，施設・院内環境を整備する。
- ・ 医療における安全管理及び感染管理の体制を整備・強化する。

研究成果を反映した高度で先進的な医療の提供に関する具体的方策

- ・ 民間機関との共同研究を進めるとともに医歯学総合病院・医歯学総合研究科・脳研究所等で得られた研究成果を基にした高度で先進的な医療を開発し，提供する。

- ・医学・歯学の融合による集学的な医療を提供する。
- ・治験による薬品等の開発研究を推進する。
- ・トランスレーショナルリサーチの研究成果に基づく医療を推進する。

#### 地域連携の推進と社会への貢献に関する具体的方策

- ・地域医療関係機関等との連携ネットワーク強化による地域保健医療を推進し、地域社会が求める健康管理情報を提供する。
- ・災害時等における国立大学病院相互支援ネットワーク及び新潟県、新潟市等と連携し、緊急災害時における医療救護支援に貢献する。
- ・国際的な医療及び保健活動を推進する。

#### 病院運営の改善と経営の効率化の促進に関する具体的方策

- ・病院長の権限を強化し、その責任を明確化するとともに、病院長補佐体制等の管理運営機能の充実や、物流管理システムの導入等により経営機能を強化する。
- ・経費削減、外部資金の導入を図ることにより、財務面での改善を図る体制を整備する。
- ・医療機器等を整備し、医療情報等のIT化等を推進する。
- ・医歯学総合病院の再開発計画を継続して推進する。
- ・第三者による医療機能評価の継続認定を取得する。

### (3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

#### 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- ・学士課程の一貫した教育実習プログラムの導入や大学院生の学校インターンシップへの受入等、理論と実践との架橋を指向した体系的な教育カリキュラムを確立する。
- ・子どもの発達段階に応じ、教員の実践力を涵養するカリキュラムを大学と共同で開発する。
- ・学士課程教育・大学院教育との連携を効率的・効果的に進める遠隔ネットワークを整備する。
- ・教育研究上の連携・協力を進める組織のあり方を定期的に点検し、必要に応じて適宜見直す。

#### 学校運営の改善に関する具体的方策

- ・学校評議員制度の一層の活用を進める。
- ・人事配置の適正化と財務の効率化を図り、業務運営の効果を高める。

#### 入学者選抜の改善に関する具体的方策

- ・帰国子女等多様化する社会的背景を有する入学希望者に配慮した入学機会の公平性を重視するとともに、附属学校の特色や教育目的に適った選抜方法を整備、導入する。

#### 体系的な教職員研修に関する具体的方策

- ・新潟県や新潟市の教育委員会等と連携し、教員の人事交流の緊密化を進めるとともに、現職教員の研修のあり方を検討し、体系的な教職員研修制度を整備する。

### 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

##### 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・大学全体の運営・企画戦略を策定するため、学長の直属組織として企画戦略本部を設置す

る。

#### 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・学長の執行機能を強化するため、理事が大学の重要事項を適切に分掌するとともに、役員と教職員の密接な連携を図って、学長を補佐する体制を強化するため、大学運営会議を設ける。
- ・役員会、経営協議会、教育研究評議会が連携し、円滑な運営を行う。
- ・全学的委員会の役割、位置付け、構成等を再検討し、整理・統合する。
- ・広報、国際交流、知的財産管理及び危機管理の分野で、学長のリーダーシップの発揮を図る補佐体制を整備・充実する。

#### 学系長等を中心とした機動的・戦略的な組織運営に関する具体的方策

- ・学系長、学部長、研究科長等の役割分担を明確にするとともに、学系長等の権限強化や副学系長等による補佐体制の整備により、学系等の機動的・戦略的な運営を図る。
- ・学部等の教授会は、教育研究評議会、教育研究院の学系教授会議との役割分担を明確にし、審議事項を学部等の教育に関する重要事項に精選し、意思決定の迅速化を図る。

#### 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・企画戦略本部や広報センター、全学委員会等に事務職員等を加えることにより、組織運営上の効率性や機動性を高める。

#### 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・学内公募型プロジェクト推進経費（複合的な学問領域研究、若手研究者奨励研究等）の充実を図る。
- ・教員定員の流動化や全学的な共通スペースの確保により、教育・研究・社会貢献の将来計画に基づく重点分野・領域を中心に、効果的な資源配分を行う。
- ・教育研究院での専門分野別研究はその基盤性・独創性等を、超域研究機構での分野横断型研究はさらに先端性・学際性・社会的要請等をそれぞれ指標として評価し、資源を配分する。

#### 学外有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・各種委員会等において学外有識者、専門家の知見を活用できる体制の整備を図る。

#### 内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ・監事のもとに監事室を設置し、内部監査体制の充実を図る。

#### 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・近隣地域の学長会議等により、教学・運営両面での連携を強化する。
- ・生涯学習・人材養成・産官学連携・国際交流等の地域貢献事業について、県内の国立大学法人が連携・協力して取り組む。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

#### 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・新しい教育研究システムを試行する組織に対して重点的資源配分を行う。
- ・教育研究組織間の流動性を高めるため、教員の実績・業務提案の先進性等を評価する体制

を整備する。

- ・教員定員の90名の流動化を図る。

教育研究組織の見直しの方向性

- ・企画戦略本部は、業務態様に応じた業績評価を行うとともに、社会需要・要請を分析し、学長のリーダーシップにより教育研究組織の見直しを行う。
- ・教育研究の進展を踏まえ、既存の組織に附属する教育研究組織を整備する。
- ・教員養成機能を飛躍的に高めるために、教育研究院に教育学系を新設する。
- ・自然科学系分野において、大学を超えた連携を積極的に進める。
- ・教育研究院の整備・充実と運営の強化により、研究水準の向上と教育体制の強化を図る。
- ・総合大学の特性を活かした分野横断型の研究や、世界的視点から価値ある優れた創生的研究を推進するため、超域研究機構の整備・充実を図る。
- ・社会的要請や科学の進展に対応した学部・研究科等の新設・再編や、高度専門職業人の養成を行うための研究科等の整備を進める。
- ・学内の教育研究のため共用する施設等を、社会連携業務、情報ネットワーク・学術情報発信業務、教育・学生支援業務及び研究支援業務を担う基盤的組織へと再編し、機能強化を図る。
- ・特に学士課程教育について、教養教育と専門教育との有機的な連携を全学的な視点から充実するための組織の整備を進める。

### 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・人事制度に関する基本方針を策定し、学長の下に一元的な人事管理・運営体制を構築する。
- ・学内の流動化定員について、教育・研究・社会貢献の将来計画に基づく重点分野・領域を中心に、人材を効果的に配置する。
- ・職務に対するインセンティブ付与のため、業務態様に応じた業績評価を、公正・透明・適正に反映させる人事処遇・報酬システムを構築する。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・業務態様に応じて、高度専門分野への学外からの人材登用を柔軟に進める制度を検討する。
- ・教職員の適切な処遇のためのキャリアパスの在り方について検討を進める。
- ・産学連携等社会貢献事業を推進する上で、国立大学法人と教員個人の利益相反を考慮しつつ、兼業・兼職等に関する適切な制度を整備する。

任期制・公募制の導入等の教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・教員の業務態様を考慮しつつ、任期制の導入の拡大を図る。
- ・教員の募集・採用の公平性・透明性を高めるため、公募制を進める。

外国人・女性の教員採用の促進に関する具体的方策

- ・国際レベルの教育・研究を推進するため、外国人教員の募集・採用を進める。
- ・男女共同参画を推進するため、女性の教員の採用及び管理的職種への登用を進める。

事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・事務職員等の募集・採用には、関東甲信越地区（東京を含む）のブロックで実施される統一採用試験を課すとともに、専門知識・能力を必要とする事務職種への人材確保のため、

公募制を前提とした柔軟な制度を構築する。

- ・事務職員等の職務能力開発・向上を図るため、学内における研修のみならず大学間や民間企業等との連携による研修を多角的に推進する。
- ・大学運営の活性化及び地域連携の推進のため、県内の国立大学法人等を中心に、法人化後の円滑かつ効果的な人事交流を引き続き進める。

快適な教育環境・職場環境の確保に関する具体的方策

- ・セクシュアル・ハラスメント等人権侵害に関する相談体制を整備し、防止策を充実する。

中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・常に適切な人員管理を行うため、業務を不断に見直すとともに、外部委託等の導入により組織の効率化・合理化を推進する。
- ・教育研究の実施体制を改善するため、教員組織の見直しや事務組織のブロック化等を図る。
- ・組織の活性化や効率化を進めるとともに、人件費を適正に管理する。
- ・「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

#### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・事務組織全体の再編・集中化を実施し、職員の効果的な配置を進める。
- ・本部と部局等の事務の見直しを図り、重複事務の解消、業務のスリム化・機動化を図る。
- ・業務の標準化・マニュアル化を図り、業務の効率化・合理化を進める。
- ・各学部等の情報機器やデータを有効活用し、学生の履修手続き・成績処理・成績証明書等の各種申請等を含めて電子システム化を図る。

複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ・職員研修等について共同で行う体制を整える。
- ・事務職員についての新規採用資格試験の実施は、他大学と共同して行う。
- ・事務情報化において、他大学と連携・協力を推進する体制を整備する。

業務の外部委託等に関する具体的方策

- ・業務見直しの一環として、間接部門の外注化を検討する。

#### 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・企画戦略本部において、科学研究費補助金等の競争的資金や共同研究、受託研究、寄附金等の外部資金の獲得、寄附講座・寄附研究部門の設置、公開講座等の社会貢献活動の推進、技術移転の推進や研究成果・教材の出版等、自己収入の増加に係る諸事業について、明確な数値目標を掲げた行動計画を策定し、大学全体として戦略的・具体的取組を推進する。

財務内容の改善を図る環境整備に関する具体的方策

- ・外部資金の受入状況やロイヤリティー収入を学内の予算配分等に反映させ、自己収入の増加を図る競争的環境の活性化に資する。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・任期制や業績評価等，新たな人事制度の検討結果を反映して，人件費の適正化を図るとともに，コスト分析を踏まえた業務の外部委託等の効果的活用を進める。
- ・各種業務の効率化・合理化を進めるとともに，施設・設備の効率的利活用を図ることなどにより，管理的経費の全学的な抑制に努める。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- ・施設設備の整備・利用状況について継続的に点検・評価を実施し，明確なルールに基づく施設有効活用の徹底（スペースマネジメント）が図られる体制を整備するとともに，施設設備の長期使用を図るため，計画的な維持保全，修繕を実施する。
- ・施設管理の財源確保のため，全学共用スペースの利用者から，施設使用料を徴収するシステムを整備する。

## 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・企画戦略本部と評価センターを中心とした企画・評価組織において，適正な評価実施や資源配分に関する継続的な研究を行うとともに，外部評価（自己点検・自己評価に対する評価・検証）を基本とする点検・評価を行う。
- ・国立大学法人評価委員会，大学評価・学位授与機構からの評価結果については，企画戦略本部を中心として学系・学部等で分析し，分野別基準認定団体（J A B E E 等）の評価結果については，関係分野の学系・学部等が企画戦略本部と協力して分析し，必要に応じ改善策を検討し，その結果をあらたな事業計画に反映させる。
- ・大学情報の体系的・効率的収集とそのデータベース化を促進する。

評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・教育研究等の活動の活性化を図るため，適切な組織評価と個人評価を導入する。
- ・評価の活用には，褒賞制度の導入等インセンティブを与える方向を検討する。
- ・個人や組織について，評価結果によっては，年度毎に改善を促し，改善が次年度以降も見られない場合には，当該構成員の配置転換や給与査定の見直し，当該組織の予算削減や改廃についても検討する。

### 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ・全学の情報を集約し，報道機関等への提供や社会への公表に資するための組織として広報センターを設置する。
- ・大学の事業・運営情報は，適切で効率的・効果的な方法や手段により公表する。
- ・学部説明会，オープンキャンパス等に組織的に取り組む体制を充実する。

## その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設設備の有効活用を図る上で必要となる具体的方策

- ・点検調査を継続的に実施し，調査結果を学内に公表するとともに，その評価結果に基づい

たスペース配分の改善等を促進し、全学共用スペースの充実を図る。

- ・講義室は、全学共用スペースとし、その使用状況を学内LANで公開する。
- ・施設利用の流動化促進のため、全学共用スペースの利用者から、施設使用料を徴収するシステムを整備する。

施設設備の機能保全・維持管理を実施する上で必要となる具体的方策

- ・定期的な施設の巡回点検及び健全度調査等を行い、既存施設の劣化状況等現状把握に万全を期し、維持管理計画を策定する。
- ・施設設備の点検・保守・修繕等を的確に実施し、故障等に対する迅速な対応が実施できる体制を整備する。
- ・改修経費、維持管理経費等の確保を図り、適切な修繕を効果的に行う。
- ・ボランティア活動等も活用しつつキャンパス美化を推進する。

教育研究等の質の向上に関する目標の達成に必要なスペース・機能の確保を図るための具体的方策

- ・施設整備状況や環境問題への取組状況等について、他の高等教育機関と本学における実情を比較分析し、教育・研究・社会貢献の活性化状況及び整備事業の経済性を考慮し、長期的視点に立った年次計画により、施設設備の整備を行う。
- ・キャンパス全体がコミュニケーションの場として機能し、魅力ある豊かな教育研究環境となるよう計画的に整備する。
- ・地域環境の保護の観点から、環境マネジメント（ISO14001）の認証取得等の検討を行う。
- ・新たな整備手法として、PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）の導入や外部資金等による施設整備等多様な財源の調査を実施する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全衛生管理・事故防止に関する具体的方策

- ・労働安全衛生法等の関連法令等を踏まえて、安全衛生管理体制の整備・充実を図る。
- ・教職員の業務上の災害防止のため、安全衛生管理に関するマニュアルを全学的に整備する。
- ・教職員の健康管理を充実するため、健康診断・健康相談業務等を充実し、健康医学教育を推進する。

学生等の安全確保等に関する具体的方策

- ・学生の実験中の事故防止のため、実験安全対策に関するマニュアルを整備する。
- ・学生が通学中、正課中及び課外活動中等に被った種々の災害傷害に対応する学生教育研究災害傷害保険の周知と加入の徹底を図る。
- ・附属学校の幼児、児童、生徒に対する事故を予防するため、安全対策の体制を整備する。

その他の安全管理に関する具体的方策

- ・盗難や事故等の防止対策のため、警備システムの整備を行う。
- ・学内から排出される廃棄物は、専門業者への適切な外部委託を実施し、安全の確保を図る。
- ・情報セキュリティの安全水準を高く保つ体制を整備する。また、情報セキュリティポリシーを実態に即したものとするため、運用実態等を把握し、評価、見直しを行う。
- ・事故・災害・訴訟等に対応するための体制を整備する。



**3 後援会（同窓会）の組織化へ向けての措置**

後援会（同窓会）の組織化に関する具体的措置

- ・同窓会組織と連携し，同窓会を中心として，賛同者からなる後援会の組織化を図る。また，支持者・支援者の声が大学運営に反映される仕組みを設ける。

**予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画**

別紙参照

**短期借入金の限度額**

短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額  
44億円

- 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

**重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画**

重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画

- 1 重要な財産の譲渡

- (1) 歯学部・医歯学総合病院（歯科）の土地の一部（新潟県新潟市学校町通二番町5274番，1，742.20㎡）を譲渡する。
- (2) ポート艇庫の土地の一部（新潟県新潟市上所一丁目1134番，281.42㎡）を譲渡する。
- (3) 歯学部の土地の一部（新潟県新潟市中央区学校町通二番町5274番，64.23㎡）を譲渡する。

- 2 担保に供する計画

医歯学総合病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借り入れに伴い，本学病院の敷地及び建物について担保に供する。

**剰余金の使途**

決算において剰余金が発生した場合

教育，研究，診療その他の事業の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

**その他**

- 1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
・医歯学総合病院病棟	総額	施設整備費補助金

・医歯学総合病院基幹・環境整備	(8,255百万円)	(1,557百万円)
・小規模改修		長期借入金 (6,698百万円)
・血管X線撮影システム		
・災害復旧工事		

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

## 2 人事に関する計画

業務態様に応じた業績評価を反映させた人事評価システムを構築し、教育・研究・社会貢献の諸観点からの将来計画に沿った効果的な人材配置を行い、本学の諸活動の推進に資する。

教員の任期制の導入の拡大を図り、教員の多様性・流動性を高めるとともに、教育・研究・社会貢献の諸活動の活性化に資する。

専門知識・能力を必要とする事務職種への人材確保のため、公募制を前提とした柔軟な制度を構築する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 141,729百万円(退職手当は除く)

## 3 中期目標期間を超える債務負担

### 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(単位：百万円)

財源	年度						中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業 費
	H16	H17	H18	H19	H20	H21			
施設費整備									
補助金									
運営費									
交付金									

(長期借入金)

(単位：百万円)

財源	年度						中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
	H16	H17	H18	H19	H20	H21			
長期借入金 償還金	1,006	1,190	1,354	1,386	1,473	1,639	8,048	19,593	27,641

(リース資産)  
該当なし

4 災害復旧に関する計画

平成16年10月に発生した新潟県中越地震等により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

別表（収容定員）

平成16年度	人文学部	940人
	教育人間科学部	1,520人
		(うち教員養成に係る分野 720人)
	法学部	975人
	経済学部	1,250人
	理学部	780人
	医学部	1,270人
		(うち医師養成に係る分野 590人)
	歯学部	335人
		(うち歯科医師養成に係る分野 315人)
	工学部	1,960人
	農学部	640人
	教育学研究科	74人
		(うち修士課程 74人)
現代社会文化研究科	175人	
	(うち修士課程 131人)	
	(うち博士課程 44人)	
自然科学研究科	1,198人	
	(うち修士課程 935人)	
	(うち博士課程 263人)	
医歯学総合研究科	528人	
	(うち修士課程 40人)	
	(うち博士課程 488人)	
保健学研究科	20人	
	(うち修士課程 20人)	
実務法学研究科	60人	
	(うち法曹養成課程 60人)	
平成17年度	人文学部	940人
	教育人間科学部	1,520人
		(うち教員養成に係る分野 720人)
	法学部	890人
	経済学部	1,250人
	理学部	780人
	医学部	1,270人
		(うち医師養成に係る分野 590人)
	歯学部	340人
		(うち歯科医師養成に係る分野 300人)
	工学部	1,960人
	農学部	640人
	教育学研究科	74人

	現代社会文化研究科	(うち修士課程 74人) 192人
	自然科学研究科	(うち修士課程 140人) (うち博士課程 52人) 1,259人
	医歯学総合研究科	(うち修士課程 994人) (うち博士課程 265人) 528人
	保健学研究科	(うち修士課程 40人) (うち博士課程 488人) 40人
	実務法学研究科	(うち修士課程 40人) 120人 (うち法曹養成課程 120人)
平成18年度	人文学部	940人
	教育人間科学部	1,520人 (うち教員養成に係る分野 720人)
	法学部	810人
	経済学部	1,250人
	理学部	780人
	医学部	1,270人 (うち医師養成に係る分野 590人)
	歯学部	360人 (うち歯科医師養成に係る分野 290人)
	工学部	1,960人
	農学部	640人
	教育学研究科	74人
	現代社会文化研究科	(うち修士課程 74人) 190人
	自然科学研究科	(うち修士課程 130人) (うち博士課程 60人) 1,251人
	医歯学総合研究科	(うち修士課程 984人) (うち博士課程 267人) 528人
	保健学研究科	(うち修士課程 40人) (うち博士課程 488人) 40人
	技術経営研究科	(うち修士課程 40人) 20人
	実務法学研究科	(うち専門職学位課程 20人) 180人 (うち法曹養成課程 180人)

平成19年度	人文学部	940人
	教育人間科学部	1,520人
		(うち教員養成に係る分野 720人)
	法学部	730人
	経済学部	1,250人
	理学部	780人
	医学部	1,270人
		(うち医師養成に係る分野 590人)
	歯学部	380人
		(うち歯科医師養成に係る分野 280人)
	工学部	1,960人
	農学部	640人
	教育学研究科	74人
		(うち修士課程 74人)
	現代社会文化研究科	180人
		(うち修士課程 120人) (うち博士課程 60人)
	自然科学研究科	1,241人
	(うち修士課程 974人) (うち博士課程 267人)	
医歯学総合研究科	511人	
	(うち修士課程 40人) (うち博士課程 471人)	
保健学研究科	46人	
	(うち修士課程 40人) (うち博士課程 6人)	
技術経営研究科	40人	
	(うち専門職学位課程 40人)	
実務法学研究科	180人	
	(うち法曹養成課程 180人)	
平成20年度	人文学部	940人
	教育学部	1,510人
		(うち教員養成に係る分野 760人)
	法学部	730人
	経済学部	1,250人
	理学部	780人
	医学部	1,280人
		(うち医師養成に係る分野 600人)
	歯学部	370人
		(うち歯科医師養成に係る分野 270人)
工学部	1,960人	
農学部	640人	

	教育学研究科	89人
	(うち修士課程)	89人)
	現代社会文化研究科	180人
	(うち修士課程)	120人)
	(うち博士課程)	60人)
	自然科学研究科	1,241人
	(うち修士課程)	974人)
	(うち博士課程)	267人)
	医歯学総合研究科	500人
	(うち修士課程)	46人)
	(うち博士課程)	454人)
	保健学研究科	52人
	(うち修士課程)	40人)
	(うち博士課程)	12人)
	技術経営研究科	40人
	(うち専門職学位課程)	40人)
	実務法学研究科	180人
	(うち法曹養成課程)	180人)
平成21年度	人文学部	940人
	教育学部	1,500人
	(うち教員養成に係る分野)	800人)
	法学部	730人
	経済学部	1,250人
	理学部	780人
	医学部	1,300人
	(うち医師養成に係る分野)	620人)
	歯学部	356人
	(うち歯科医師養成に係る分野)	260人)
	工学部	1,960人
	農学部	640人
	教育学研究科	94人
	(うち修士課程)	94人)
	現代社会文化研究科	180人
	(うち修士課程)	120人)
	(うち博士課程)	60人)
	自然科学研究科	1,241人
	(うち修士課程)	974人)
	(うち博士課程)	267人)
	医歯学総合研究科	489人
	(うち修士課程)	52人)
	(うち博士課程)	437人)
	保健学研究科	58人

	(うち修士課程	40人)
	(うち博士課程	18人)
技術経営研究科		40人
	(うち専門職学位課程	40人)
実務法学研究科		180人
	(うち法曹養成課程	180人)





注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[ 運営費交付金の算定ルール ]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

[ 学部教育等標準運営費交付金対象事業費 ]

「一般管理費」: 管理運営に必要な職員(役員含む)の person 費相当額及び管理運営経費の総額。L(y - 1) は直前の事業年度における L(y)。

「学部・大学院教育研究経費」: 学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D(y - 1) は直前の事業年度における D(y)。(D(x) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D(y - 1) は直前の事業年度における D(y)。(D(x) は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「教育等施設基盤経費」: 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。F(y - 1) は直前の事業年度における F(y)。

[ 学部教育等標準運営費交付金対象収入 ]

「入学料収入」: 当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)

「授業料収入」: 当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

[ 特定運営費交付金対象事業費 ]

「学部・大学院教育研究経費」: 学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D(y - 1) は直前の事業年度における D(y)。

「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の person 費相当額及び教育研究経費の総額。D(y - 1) は直前の事業年度における D(y)。

「教育研究診療経費」: 附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の person 費相当額及び教育研究診療経費の総額。E(y - 1) は直前の事業年度における E(y)。

「附置研究所経費」: 附置研究所の研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。E(y - 1) は直前の事業年度における E(y)。

「附属施設等経費」: 附属施設の研究活動に必要な教職員の person 費相当額及び事業経費の総額。E(y - 1) は直前の事業年度における E(y)。

「特別教育研究経費」: 特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」: 特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[ 特定運営費交付金対象収入 ]

「その他収入」: 検定料収入, 入学料収入(入学定員超過分), 授業料収入(収容定員超過分), 雑収入。平成16年度予算額を基準とし, 中期計画期間中は同額。

[ 附属病院運営費交付金対象事業費 ]

「一般診療経費」: 附属病院の一般診療活動に必要な person 費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし, 中期計画期間中は同額。

「債務償還経費」: 債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

「附属病院特殊要因経費」: 附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

「附属病院収入」：附属病院収入。J(y - 1)は直前の事業年度におけるJ(y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - D(x)\} \times (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y): 学部・大学院教育研究経費( ), 附属学校教育研究経費( )を対象。

E(y): 教育研究診療経費( ), 附置研究所経費( ), 附属施設等経費( )を対象。

F(y): 教育等施設基盤経費( )を対象。

G(y): 特別教育研究経費( )を対象。

H(y): 入学生収入( ), 授業料収入( ), その他収入( )を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times (\text{係数}) - J'(y)]$$

〔その他〕附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I(y): 一般診療経費( ), 債務償還経費( ), 附属病院特殊要因経費( )を対象。

J(y): 附属病院収入( )を対象。(J'(y)は、平成16年度附属病院収入予算額。K(y)は、「経営改善額」)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times (\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y): 一般管理費( )を対象。

M(y): 特殊要因経費( )を対象。

【諸係数】

- (アルファ) : 効率化係数。 1%とする。
- (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。  
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。  
なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
- (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。  
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。  
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
- (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・整備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入のうち、授業料収入等学生納付金関係については、学生数に各諸料金の標準額を乗じた額に免除率及び定員超過額等を勘案のうえ試算、附属病院収入については、16年度予定額を基礎に経営改善係数を乗じて試算、雑収入については17年度以降は16年度と同額として試算した収入予定額を計上している。

また、産学連携等研究収入及び寄附金収入については、過去の受入実績及び今後の受入見込等により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費については、17年度以降は16年度の見積り額を踏まえ試算した支出予定額を計上している。

施設整備費については、現在計画している施設整備計画のうち予算措置の予定されている事業に基づく所要額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

## 2 . 収支計画

## 平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	247,975
経常費用	247,975
業務費	219,601
教育研究経費	15,253
診療経費	46,198
受託研究費等	2,882
役員人件費	914
教員人件費	92,589
職員人件費	61,765
一般管理費	5,442
財務費用	3,690
雑損	0
減価償却費	19,242
臨時損失	0
収入の部	250,450
経常収益	250,075
運営費交付金収益	92,736
授業料収益	37,204
入学金収益	6,043
検定料収益	1,388
附属病院収益	93,459
受託研究等収益	3,278
寄附金収益	4,072
財務収益	21
雑益	922
資産見返運営費交付金等戻入	4,951
資産見返寄附金戻入	1,936
資産見返物品受増額戻入	4,065
臨時収益	375
純利益	2,475
総利益	2,475

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

## 3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	266,774
業務活動による支出	224,647
投資活動による支出	18,416
財務活動による支出	21,747
次期中期目標期間への繰越金	1,964
資金収入	266,774
業務活動による収入	248,867
運営費交付金による収入	100,089
授業料及入学金検定料による収入	46,669
附属病院収入	93,459
受託研究等収入	3,278
寄附金収入	4,450
その他の収入	922
投資活動による収入	9,245
施設費による収入	9,245
その他の収入	0
財務活動による収入	6,698
前期中期目標期間よりの繰越金	1,964

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの継承見込額1,964百万円を含む。